

市町村消防の広域化に関する各計画検討事項

島根県：県消防広域推進計画を平成19年度に作成
構成市町村：広域消防運営計画を策定し平成24年度を目途に広域化を実現

県計画	市町村計画	各計画に記載する事項(要点または具体的事項。消防組織法及び整備指針より抜粋)
○		自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項 1. 広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とする。 2. 消防の体制の整備及び確立を図るため推進する。 3. 市町村、住民、消防関係者等のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。
○		市町村の消防の現状及び将来の見通し 1. 消防の現況(消防需要動向、消防力の実状、消防本部の財政、人事管理等の状況等)について、消防本部の規模別に把握し、問題点を分析し、認識すること。 2. 市町村の将来像(人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等)の見通しについても、的確に分析し、認識する必要があること。
○		広域化対象市町村の組合せ 1. 推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること (1) 市町村の消防の広域化の規模 ・30万以上の規模が適当(消防力、組織管理及び財政運営等の観点から) ・地理的条件(面積、交通事情、島嶼)、広域行政、歴史、生活圏、人口密度及び人口動態等に対して十分な考慮が必要。 (2) 配慮及び留意すべき事項 ・既存の消防広域化基本計画(広域化の状況及び非常備市町村の常備化の必要性)に配慮。 ・市町村合併特例法第59条第1項に規定する自主的な市町村合併構想に定められた市町村組合せに十分留意する。
○		自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項 1. 広域化を推進するための体制の整備 2. 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等 3. 各市町村に対する情報提供、相談対応体制確保、職員派遣等 4. 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等 5. 広域化に関する調査研究
○	○	広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項 【都道府県】推進計画に必要な事項を定める。 【市町村】可能な限り広域消防運営計画並びに組合又は事務委託の規約、既定等に定める。 (1) 組合方式の場合 ア. 構成市町村の負担金ルール(経常的経費・投機的経費) イ. 職員任用、給与、教育訓練に関する計画 ウ. 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画の策定 エ. 部隊運用、指令管制等に関する計画の策定 オ. 災害時における構成市町村長と消防長、消防署長又は消防団長との相互連絡、情報共有等に関する計画の策定 カ. 構成市町村間の連絡会議の定期的開催、消防長専決対象の明確化などの迅速な意見調整が可能な仕組みの構築 キ. 組合運営に関する住民意見の反映が可能な仕組みの構築 (2) 事務委託方式の場合 ア. 委託料の基本ルール イ. 災害時における委託市町村長と消防長、消防署長又は消防団長との相互連絡、情報共有等に関する計画の策定 ウ. 運営に関する住民意見の反映が可能な仕組みの構築
○	○	市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項 【都道府県】推進計画に必要な事項を定める。 【市町村】可能な限り広域消防運営計画に定める。 (1) 消防団との連携の確保(消防団は消防広域化対象外のため一市町村に一回(特段の事情を除く))。 消防本部と消防団の緊密な連携確保の具体的方策 ・常備消防との一元的な連絡調整を図るための連絡調整担当団長の指名 ・消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施 ・消防署所への消防団連絡担当の配置、定期的連絡会議の開催等 ・常備消防と消防団との連絡通信手段の確保 (2) 防災・国民保護担当部局との連携の確保 市町村の防災・国民保護担当部局との緊密な連携確保の具体的方策 ・夜間・休日等における市町村防災業務の初動連絡体制等を消防へ事務委託 ・市町村長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置 ・市町村と消防署の定期的連絡会議の開催 ・市町村災害対策本部への消防職員の派遣等 ・防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流 ・総合的防災訓練の実施 ・防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化 ・防災情報無線の観機や遠隔操作機を消防本部通信指令部門に設置することによる24h体制の確保
○		消防本部の位置及び名称
○		消防指令業務の共同運用に関する事項